

所定疾患施設療養費について

令和6年度

<所定疾患施設療養費Ⅱ>

介護老人保健施設において入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染などの所定疾患を発症した場合、施設内での医療を提供にあたり以下のような算定要件を満たした場合のみ評価させていただきます。

当施設は所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の健康と安心に繋げていただきたいと考えております。厚生労働省が定める基準に基づき、算定状況を公表いたします。

<算定要件>

1. 所定疾患施設療養費Ⅱについては、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限定とします。月1回に限り算定するものであるため1月に連続しない1日を10回の算定はいたしません。
2. 所定疾患施設療養費Ⅱと緊急時施設療養費は同時に算定いたしません。
3. 所定疾患施設療養費Ⅱの対象となる入所者の状態は次の通りとなります。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
4. 肺炎及び尿路感染については、検査を実施した場合のみ算定します。
5. 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合に算定します。常用する内服薬を調整するのみの場合は算定いたしません。
6. 算定する場合であっては、診断名及び診断に至った根拠、診察を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

抗菌剤の使用に当たっては薬剤耐性期にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染及び带状疱疹の検査、診断、治療に関するガイドライン等を参考にします。
7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について介護サービス情報の公表制度を活用し前年度の当該加算の算定状況を報告及び公開いたします。
8. 当該介護保健施設を行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講しております。

<所定疾患施設療養に係る治療の実施について>

2021	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
1月	1	8	9	46	0	0	0	0
2月	0	0	10	57	0	0	0	0
3月	3	18	12	62	0	0	0	0
4月	0	0	9	56	1	10	0	0
5月	1	7	5	45	0	0	0	0
6月	2	9	5	34	0	0	1	5
7月	0	0	5	29	0	0	2	15
8月	0	0	6	38	2	19	1	10
9月	2	20	13	72	1	2	0	0
10月	2	11	6	55	0	0	1	10
11月	2	12	4	23	0	0	0	0
12月	0	0	8	63	0	0	0	0
合計	13	85	92	580	4	31	5	40

2022	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
1月	3	23	7	59	0	0	0	0
2月	0	0	15	106	0	0	0	0
3月	1	8	14	122	0	0	0	0
4月	1	10	6	48	0	0	0	0
5月	1	5	8	58	1	7	0	0
6月	1	3	10	63	0	0	0	0
7月	0	0	4	21	0	0	0	0
8月	0	0	6	46	1	6	1	7
9月	0	0	4	26	0	0	0	0
10月	0	0	5	26	0	0	1	4
11月	2	11	6	46	0	0	0	0
12月	3	22	6	38	0	0	0	0
合計	12	82	91	659	2	13	2	11

2023	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
1月	0	0	5	41	0	0	0	0
2月	1	2	2	16	0	0	0	0
3月	1	3	6	41	0	0	0	0
4月	2	6	4	25	0	0	0	0
5月	1	4	3	21	0	0	1	8
6月	2	20	3	14	0	0	0	0
7月	3	17	2	10	0	0	0	0
8月	1	1	3	23	0	0	1	10
9月	0	0	7	42	1	5	0	0
10月	1	9	4	29	0	0	0	0
11月	0	0	5	37	1	7	1	10
12月	1	1	2	14	0	0	0	0
合計	13	63	46	313	2	12	3	28

